

山梨県公報

第百九十五号

令和三年

六月三日

木曜日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 富士上吉田線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
富士吉田市上吉田字富士山北向五六一八番地先から 富士吉田市上吉田字富士山北向五六一八番地先まで	旧	一一・七 二八・四	四八・六
	新	四・二 二〇・九	四八・六
旧	五・九 六・〇	九・二	九・二
新	七四・〇 七四・一	九・二	九・二

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年六月三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 随意契約に係る物品等
- (一) 名称 不織布マスク
- (二) 予定数量 百二万枚

目 次

○道路の区域変更	二七三
公 告	
○随意契約の相手方の決定について(二件)	二七三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し	二七四
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出	二七四
○大規模小売店舗の新設に関する届出	二七五
○公共測量の実施	二七六
○公聴会の実施(二件)	二七六
○開発行為に関する工事の完了について	二七六
○一般競争入札について	二七七
教育委員会	
○令和四年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について	二七八
○令和四年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について	二八一
○令和四年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について	二八三
○令和四年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について	二八四

告 示

山梨県告示第百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年六月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年六月三日

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県知事直轄組織感染症対策グループ

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和三年四月一日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 ジット株式会社

(二) 住所 山梨県南アルプス市和泉九百八十四番地一

五 契約金額 四十四・二四円（一枚あたり）

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 調達に係る物品を納入する者が特定されているため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当）。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

(一) 名称 山梨県財務会計システム維持管理業務

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総務部情報政策課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和三年四月一日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 日本電気株式会社

(二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号

五 契約金額 三千三百五十万六千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であ

るため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次の事業者について指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和三年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 処分をした年月日 令和三年五月三十一日

二 処分をした事業者の名称等

事業者の名称	事業者の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号
株式会社ハピネス	南都留郡富士河口湖町船津六千八百九番地一	デイサービスはびねす	南都留郡富士河口湖町船津六千八百九番地一	通所介護	一九七一一〇〇七三四

三 処分の内容 平成二十七年七月二十七日付け山梨県指令富東福第三千八百二号で指定した通所介護事業所の指定を取り消す。

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島巖 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール甲府昭和 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰字神明千五百五番地九外

2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男 東京都千代田区丸の内二丁目四番五号 外一者
変更後	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島巖 東京都千代田区丸の内二丁目四番五号 外一者

3 変更の年月日 令和二年四月一日外

三 届出年月日 令和三年五月二十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年十月四日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
株式会社大月木材センター 代表取締役 滝川英治	山梨県都留市田野倉三百八番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 オオツルショッピングモール

(二) 所在地 山梨県都留市田野倉字神出三百八番 外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市徳行二丁目二番十八号
株式会社大月木材センター 代表取締役 滝川英治	山梨県都留市田野倉三百八番地

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和四年一月二十二日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 四千三十五平方メートル
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 百九十八台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 十一台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 面積 九十九平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 容量 四十立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前九時
(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時ま

で

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

- 三 届出年月日 令和三年五月二十一日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年十月四日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士・東部林務環境事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県上野原市秋山地内外
- 三 測量の期間 令和三年五月十三日から令和四年二月十六日まで

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和三年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 聴こうとする案件 甲府及び笛吹川都市計画道路（甲府外郭環状道路東区間）の変更に
二 開催日時及び場所

- 1 令和三年七月六日（火）午後七時 甲府市川田町五百十七番地 山梨県立青少年センター
- 2 令和三年七月五日（月）午後七時 笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市役所本館会議室

三 意見書の提出先

- 1 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 2 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課

- 四 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 五 意見書の提出期限 令和三年六月十七日（木）午後五時十五分
- 六 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課、中北建設事務所及び峡東建設事務所並びに甲府市都市計画課及び笛吹市まちづくり整備課において縦覧に供する。
- 七 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和三年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催期日 令和三年七月五日（月）午後七時
- 二 開催場所 笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市役所本館会議室
- 三 聴こうとする案件 笛吹川都市計画道路（甲府バイパス（国道二十号））の変更に
四 意見書の提出先 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 令和三年六月十七日（木）午後五時十五分
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び峡東建設事務所並びに笛吹市まちづくり整備課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村平野字向切詰五百八番十六の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都杉並区和泉二丁目四番一号 学校法人東放学園 理事長 斉藤晃

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和三年六月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 普通科教育用コンピュータ設備

(二) 数量 三式

2 調達をする物品等の仕様等 個別入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和三年十二月二十四日

4 納入場所 個別入札説明書で定める場所

二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 令和三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第百十一号）に定める競争入札の参加資格（「情報機器」又は「通信機器」の購入に係るものに限る。）を有している者であること。なお、当該参加資格を有していない者については、同告示の二の資格審査の申請の方法により、令和三年六月十一日（金）までに所定の物品等競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上で添付書類とともに提出し、令和三年七月二日（金）までに当該参加資格を有すると認められた者であること。

四 入札手続等

1 共通入札説明書及び個別入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所等 次に掲げる場所で行うほか、山梨県公式ウェブサイトでダウンロードすることもできる。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

2 一般競争入札の参加資格の確認 共通入札説明書及び個別入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年七月十三日（火）午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階 出納局入札室

4 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び共通入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

5 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 規則第百八条の二第二項の規定により、免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、共通入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約の締結 落札の日から七日以内に締結する。

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 その他

(一) 詳細は、共通入札説明書及び個別入札説明書による。

(二) 問合せ先 山梨県出納局管理課(電話〇五五―二二三―一三九五)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured:

Educational Computer Devices for High School General Course (3 sets)

2 Date and time for tender: 1:30PM July 13, 2021

3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi

Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501

Japan TEL 055-223-1395

教育委員会

● 令和四年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項について

令和四年度における山梨県立高等学校及び甲府市立甲府商業高等学校(以下、「高等学校」という。)の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。

なお、北杜市立甲陵高等学校の入学者選抜については、別途北杜市教育委員会が定める。

令和三年六月三日

山梨県教育委員会

教育長 三 井 孝 夫

I 全日制の課程における前期募集

一 実施校 すべての高等学校、学科において前期募集を実施する。

二 募集人員 前期募集の募集人員は、募集定員のうち、次の1から4のそれぞれの範囲の中から各高等学校長が決定した比率をもとに、教育委員会が別に定める。

1 普通科については、募集定員の四〇%以内

2 理数科、文理科、英語理数科、探究科(以下「専門教育学科」という。)については、募集定員の四〇%以内

3 職業に関する学科については、募集定員の五〇%以内

4 総合学科については、募集定員の五〇%以内

三 出願資格 前期募集に出願できる者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を令和四年三月に卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を同月に修了する見込みの者

2 当該高等学校を志望する動機や理由が明白・適切であり、各高等学校長が定める「出願の条件」に適合すると自ら考える者

四 出願の制限 出願は、一人一校、一学科に限る。

五 出願期間 令和四年一月十九日(水)(一括受付)、同月二十日(木)の午前九時から午後四時まで及び同月二十一日(金)の午前九時から正午までとする。

六 検査

1 検査方法 面接のほか、各高等学校長が必要と認める場合は、特色適性検査、特技、個性表現のいずれか(複数可)を併せて実施する。

2 検査期日 令和四年二月一日(火)及び同月二日(水)

七 選抜方法 各高等学校長が定める「選抜資料比重」に基づき、調査書、学習活動及び生活状況に関する所見、面接及び各高等学校長が定める検査の成績を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の内定 各高等学校長は、令和四年二月八日(火)に中学校長に校長あての前期募集選抜結果内定通知書を交付するとともに、受検者あての前期募集選抜結果通知書を交付する。ただし、中学校長が郵便等による交付を希望する場合には、事前に依頼することとする。

九 入学許可予定者の発表 全日制の課程における後期募集の入学許可予定者と併せて行う。

十 全国からの募集 職業に関する学科、総合学科のうち北杜高等学校、葦崎工業高等学校、甲府工業高等学校、農林高等学校、甲府商業高等学校では、全国募集を実施する。入試の内容や詳細については、各実施校の募集要項に定める。

II 全日制の課程における後期募集

一 募集人員 後期募集の募集人員は、募集定員から前期募集の入学許可予定者とし

て内定された者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

二 出願資格

後期募集に出願できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和四年三月に卒業する見込みの者
- 2 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和四年三月に修了する見込みの者
- 3 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者又は令和四年三月に修了する見込みの者
- 4 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和四年三月に修了する見込みの者
- 5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者
- 6 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 7 その他高等学校において、中学校を卒業し、又は修了した者と同等以上の学力があると認められた者

三 出願の制限

- 1 出願は、一人一校とする。
 - 2 前期募集の入学許可予定者として内定された者は、後期募集に出願することはできない。
 - 3 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。
 - 4 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上が設置されている場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。
 - 5 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第二希望まで志望順位を付けることができる。
- ・普通科と専門教育学科
・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
・都留興譲館高等学校の普通科と工業科
・青洲高等学校の各学科
- 四 出願期間 令和四年二月十七日（木）（一括受付）、同月十八日（金）の午前九時から午後四時まで及び同月二十一日（月）の午前九時から正午までとする。
- 五 学力検査

1 検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

2 検査期日 令和四年三月三日（木）

3 検査時間 国語は五十分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者

2 検査方法 学力検査を実施する。検査教科、配点及び検査時間は、後期募集の学力検査に準ずる。

3 検査期日 令和四年三月七日（月）

七 選抜方法

1 調査書の記録及び学力検査又は追検査の成績を総合判定し、選抜する。

2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査又は追検査の成績を同等に扱う。

八 入学許可予定者の発表 令和四年三月十一日（金）

Ⅲ 全日制の課程における再募集

一 実施校及び募集人員 入学者選抜の結果、高等学校において、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。募集人員は教育委員会が別に定める。

二 出願資格 再募集に出願できる者は、全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者（病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかったと志願先高等学校長が認める者を含む。）で、出願時に、県内の公・私立のいずれの高等学校にも合格していない者とする。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 定時制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部の再募集と併願することもできない。

3 志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の二学科以上があり、二学科以上で募集を実施している場合、次に示す学科間で第二希望まで志望順位を付けることができる。

・普通科と専門教育学科

- ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
- ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科
- ・青洲高等学校の各学科

4 志願先高等学校に職業に関する二つ以上の小学科があり、小学科別に二つ以上で募集を実施している場合、職業に関する学科を志願する者は、その小学科に第一希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 令和四年三月十一日（金）の午後一時から午後四時まで、同月十四日（月）の午前九時から午後四時まで及び同月十五日（火）の午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法 面接のほか、作文又は新たに行う学力検査を実施する。

2 検査期日 令和四年三月十六日（水）

六 選抜方法 学力検査又は追検査の成績及び調査書の記録と併せて、再募集に当たつての学力検査又は作文の成績並びに再募集に当たつて実施する面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表 令和四年三月十八日（金）

IV 定時制の課程における入学者選抜

一 募集人員 募集人員は教育委員会が別に定める。

二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制の課程における前期募集の入学許可予定者として内定された者は、出願することはできない。

3 全日制及び通信制の課程と併願することはできない。また、特別支援学校高等部と併願することもできない。

4 中央高等学校を志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 令和四年二月十七日（木）（一括受付）、同月十八日（金）の午前九時から午後四時まで及び同月二十一日（月）の午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法 学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。

イ 配点は、各検査教科百点とする。

3 検査期日 令和四年三月三日（木）及び同月四日（金）

4 検査時間 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

六 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、学力検査又は面接、あるいはその両方を欠席した者

2 検査方法 学力検査及び面接を実施する。学力検査の検査教科、配点及び検査時間は、定時制募集の学力検査に準ずる。

3 検査期日 令和四年三月七日（月）

七 選抜方法 調査書の記録、学力検査又は追検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の発表 令和四年三月十一日（金）

V 定時制の課程における再募集

一 実施校及び募集人員 定時制の課程を設置する高等学校で、入学者選抜の結果、入学許可予定者が学科の募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。募集人員は教育委員会が別に定める。

二 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずる。

三 出願の制限

1 出願は、一人一校とする。

2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することはできない。なお、全日制の課程及び特別支援学校高等部における再募集に出願した者は、その入学許可予定者の発表があるまで出願することはできない。

3 通信制の課程と併願することはできない。

4 中央高等学校が二つ以上の学科・部で募集を実施している場合、志願する者は、学科・部にとられず、第二希望まで志望順位を付けることができる。

四 出願期間 令和四年三月十六日（水）、同月十七日（木）、同月十八日（金）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（火）の午前九時から正午までとする。

五 検査

1 検査方法 再募集に当たつての学力検査及び面接を実施する。

2 学力検査の検査教科 検査教科は、国語、数学及び英語の三教科とする。

3 検査期日 令和四年三月二十三日（水）

六 選抜方法 調査書の記録、再募集に当たつての学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

七 入学許可予定者の発表 令和四年三月二十五日（金）通信制の課程における入学者選抜

一 実施校 中央高等学校の普通科及び衛生看護科

二 募集人員 募集人員は教育委員会が別に定める。

三 出願資格 全日制の課程における後期募集に準ずるほか、山梨県内に住所を有する者であること。衛生看護科については、さらに甲府看護専門学校准看護学科の在学者、卒業者又は入学許可予定者に限る。

四 出願の制限

1 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部と併願することはできない。

2 全日制及び定時制の課程並びに特別支援学校高等部における入学許可予定者は、出願することができない。

五 出願期間

第一期 令和四年三月十日（木）、同月十四日（月）及び同月十五日（火）の午前九時から午後四時までとする。

第二期 令和四年三月二十二日（火）、同月二十四日（木）及び同月二十八日（月）の午前九時から午後四時までとする。

六 検査

1 検査方法 面接、作文及び筆記検査を実施する。

2 検査期日 面接は出願時に行う。次の第一期、第二期検査期日に、作文及び筆記検査を行う。

第一期出願期間の出願者を対象とする第一期検査 令和四年三月十六日（水）
第二期出願期間の出願者を対象とする第二期検査 令和四年三月二十九日（火）

七 選抜方法 調査書の記録、面接、作文及び筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。

八 入学許可予定者の発表 第一期検査受検者については令和四年三月十八日（金）付けで、第二期検査受検者については令和四年四月四日（月）付けで通知する。

VII 実施要項 詳細については、教育委員会が別に定める「令和四年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

VIII 新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程への移行 新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程への移行については、「令和四年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」において定める。

● 令和四年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について

令和四年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。

令和三年六月三日

山梨県教育委員会

教育長 三 井 孝 夫

I 募集定員 二十名程度とする。また、選抜毎の募集人員は次のとおりとする。

推薦募集	二十名程度	機械系コース	十五名程度
一般募集	若干名（ただし、推薦募集の結果、入学許可予定者が二十名に満たない場合、その満たない人数を合わせて募集することができる。）	電子系コース	五名程度

II 推薦募集

一 出願資格

1 推薦A 次のすべてを満たす者とする。

(一) 本専攻科が指定する山梨県内の高等学校を令和四年三月に卒業見込みの者

(二) 高等学校学習指導要領（平成二十一年三月告示）の教科工業に関する科目のうち、「別表一」に示す科目を二十五単位以上修得見込みの者

(三) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

(四) 学習意欲が高く、本専攻科の目的を理解し、入学後も本専攻科の中心となつて活躍できる生徒として高等学校長が推薦する者

(五) 推薦募集において入学許可予定者となった場合は、入学を確約できる者

2 推薦B 次のすべてを満たす者とする。

(一) 山梨県立甲府工業高等学校を令和四年三月に卒業見込みの者

(二) 高等学校学習指導要領（平成二十一年三月告示）の教科工業に関する科目のうち、「別表一」に示す科目を二十五単位以上修得見込みの者

(三) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

(四) 学習意欲が高く、本専攻科の目的を理解し、入学後も本専攻科の中心となつて活躍できる生徒として甲府工業高等学校長が認める者

(五) 推薦募集において入学許可予定者となった場合は、入学を確約できる者

二 出願期間 令和三年九月二十七日(月)から十月四日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後四時まで及び十月五日(火)の午前九時から正午まで

三 検査

1 検査方法 検査方法は次のとおりとする。

(一) 面接

(二) 実技検査 次の(1)から(3)のいずれかを選択して実施する。ただし「別表二」に示す技能検定等取得者は免除とする。

(1) 機械系実技検査(機械加工部品の測定)

(2) 電気系実技検査(電気工事)

(3) 電子系実技検査(電子回路の組立)

2 検査期日 令和三年十月十五日(金)

四 選抜方法 調査書の記録、志願理由書、面接、実技検査、「別表二」に示す技能検定等の取得の成績を総合判定し、選抜する。

五 入学許可予定者の発表 令和三年十月二十一日(木)

Ⅲ 一般募集

一 出願資格

1 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和四年三月卒業見込みの者で、次の条件をいずれも満たす者とする。

(一) 高等学校学習指導要領(平成二十一年三月告示)の教科工業に関する科目のうち、「別表一」に示す科目を二十五単位以上修得または修得見込みの者

(二) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

2 大学等を卒業した者又は中途退学した者で、次の条件をいずれも満たす者とする。

(一) 1の(一)と同等であると甲府工業高等学校長が認めた者

(二) 山梨県内の機械電子関連企業への就職を強く希望する者

二 出願期間 令和四年一月十一日(火)から同月十八日(火)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後四時まで及び同月十九日(水)の午前九時から正午まで

三 検査

1 検査方法 検査方法は次のとおりとする。

(一) 面接

(二) 実技検査 次の(1)から(3)のいずれかを選択して実施する。ただし「別表二」

に示す技能検定等取得者は実技検査を免除とする。

(1) 機械系実技検査(機械加工部品の測定)

(2) 電気系実技検査(電気工事)

(3) 電子系実技検査(電子回路の組立)

(二) 筆記検査

数学 「数学Ⅰ」

教科工業に関する科目 「情報技術基礎」「機械工作」「機械設計」「電気基礎」「電子情報技術」「ハードウェア技術」

2 検査期日 令和四年一月二十九日(土)

四 選抜方法 調査書の記録、面接、実技検査、筆記検査の成績を総合判定し、選抜する。

五 入学許可予定者の発表 令和四年二月四日(金)

六 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 三の「1 検査方法」に準ずる。

3 検査期日 令和四年一月三十一日(月)から二月十九日(土)までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和四年二月二十五日(金)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和四年二月二十五日(金)より前に発表を行うことがある。

Ⅳ 再募集

一 実施及び募集人員

推薦募集及び一般募集の入学者選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。再募集の募集人員は、募集定員から推薦募集及び一般募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

二 出願資格 一般募集に準ずる。

三 出願期間 令和四年二月二十八日(月)から三月三日(木)の午前九時から午後四時まで

四 検査

1 検査方法 一般募集に準ずる。

2 検査期日 令和四年三月五日(土)

五 選抜方法 一般募集に準ずる。

六 入学許可予定者の発表 令和四年三月十日(木)

V 実施要項 詳細については、別に定める「令和四年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科創造工学科入学者選抜実施要項」による。
別表一

工業技術基礎 課題研究 実習 製図 工業数理基礎 情報技術基礎 材料技術基礎 生産システム技術 工業技術英語 工業管理技術 環境工学基礎 機械工作 機械設計 原動機 電子機械 電子機械応用 自動車工学 自動車整備 電気基礎 電気機器 電力技術 電子技術 電子回路 電子計測制御 通信技術 電子情報技術 プログラミング技術 ハードウェア技術 ソフトウェア技術 コンピュータシステム技術

別表二

金属熱処理三級以上 機械加工三級以上 仕上げ（機械組立仕上げ作業）三級以上 機械検査三級以上 機械保全三級以上 電子機器組立て三級以上 電気機器組立て三級以上 プリント配線板製造三級以上 貴金属装身具製作三級以上 第二種電気工事士以上

● 令和四年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について
令和四年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学者選抜の基本事項について、次のとおり定める。

令和三年六月三日

山梨県教育委員会

教育長 三 井 孝 夫

I 募集定員 募集定員は、三十名とする。

II 一次募集

一 募集人員 募集人員は、募集定員のうち、教育委員会が別に定める。

二 出願資格 次の条件のいずれかを満たす者とする。

1 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和四年三月卒業見込みの者

2 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格試験）に合格した者

三 出願期間 令和三年九月八日（水）から同月二十一日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月二十二日（水）の午前九時

から正午まで

四 検査

1 検査方法 書類審査及び面接

2 検査期日 令和三年九月二十五日（土）

五 選抜方法 書類審査及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

六 入学許可予定者の発表 令和三年九月三十日（木）

七 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 IIの「五 選抜方法」に準ずる。

3 検査期日 令和三年九月二十六日（日）から十月十六日（土）までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和三年十月十八日（月）。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和三年十月十八日（月）より前に発表を行うことがある。

III 二次募集

一 実施及び募集人員 一次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、二次募集を実施する。二次募集の募集人員は、募集定員から一次募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

二 出願資格 一次募集に準ずる。

三 出願期間 令和三年十一月十一日（木）から同月二十四日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後四時まで及び同月二十五日（木）の午前九時から正午まで

四 検査

1 検査方法 書類審査及び面接

2 検査期日 令和三年十一月二十七日（土）

五 選抜方法 書類審査及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

六 入学許可予定者の発表 令和三年十二月二日（木）

七 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 IIIの「五 選抜方法」に準ずる。

3 検査期日 令和三年十一月二十八日（日）から十二月十八日（土）までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和三年十二月二十日(月)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和三年十二月二十日(月)より前に発表を行うことがある。

IV 三次募集

一 実施及び募集人員 一次募集選抜及び二次募集選抜の結果、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、三次募集を実施する。三次募集の募集人員は、募集定員から一次募集及び二次募集の入学許可予定者の数を減じた数をもとに、教育委員会が別に定める。

二 出願資格 一次募集検査に準ずる。

三 出願期間 令和四年一月十四日(金)から同月二十六日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後四時まで及び同月二十七日(木)の午前九時から正午まで

四 検査

1 検査方法 書類審査及び面接

2 検査期日 令和四年一月二十九日(土)

五 選抜方法 書類審査及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

六 入学許可予定者の発表 令和四年二月三日(木)

七 追検査

1 対象者 新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

2 検査方法 IVの「五 選抜方法」に準ずる。

3 検査期日 令和四年一月三十日(日)から二月十九日(土)までの間で、甲府工業高等学校が別に定める。

4 入学許可予定者の発表 令和四年二月二十一日(月)。ただし、追検査受検者の全ての検査を終えた場合、令和四年二月二十一日(月)より前に発表を行うことがある。

V 実施要項 詳細については、別に定める「令和四年度山梨県立甲府工業高等学校専攻科建築科入学選抜実施要項」による。

● 令和四年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学選抜の基本事項について
令和四年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学選抜の基本事項を次のとおり定める。

令和三年六月三日

山梨県教育委員会

1 募集定員

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

2 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当する者とする。

学校名	募集区分		要件
盲学校	幼稚部		(1) 幼稚部 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第22条の3に規定する視覚障害者で、令和4年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者 (2) 高等部本科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和4年3月に卒業見込みの者 ② 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは令和4年3月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者(以下「中学校卒業見込者等」という。) ③ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (3) 高等部専攻科 施行令第22条の3に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 盲学校高等部本科若しくは高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校(以下「高等学校等」という。)を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 ② 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
	高等部	本科普通科 本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	
ろう学校	幼稚部		(1) 幼稚部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、令和4年4月1日現在において満3歳以上6歳未満の者 (2) 高等部 施行令第22条の3に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和4年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
	高等部	本科普通科	
甲府支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和4年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
あけぼの支援学校	高等部	本科普通科	

学校名	募集区分		要件
わかば支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和4年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
かえで支援学校	高等部	本科普通科	
やまびこ支援学校	高等部	本科普通科	施行令第22条の3に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当する者 ① 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和4年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ふじざくら支援学校	高等部	本科普通科	
高等支援学校桃花台学園	高等部	本科産業技術科	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の(1)から(3)の全てに該当する者 (1) 次のいずれかの条件を満たす者 ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和4年3月に卒業見込みの者 ② 中学校卒業見込者等 ③ 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (2) 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 (3) 基本的な生活習慣を身につけており、自主通学のできる者

3 出願、入学検査及び選抜方法

(1) 高等支援学校桃花台学園（以下「桃花台学園」という。）

① 出願

ア 出願の制限

(ア) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。

(イ) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和3年12月28日（火）までに受けておくこと。

イ 出願期間

令和4年1月19日（水）（一括受付）、1月20日（木）の午前9時から午後4時まで及び1月21日（金）の午前9時から正午まで

ウ 出願書類

(ア) 入学願書

(イ) 志願理由書

(ウ) 確約書

(エ) 調査書

(オ) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和3年12月以降発行のもの

(カ) 健康診断票

医療機関が発行したもの（桃花台学園校長が指定する様式による。）で、令和3年12月以降に受診したもの

(キ) 山梨県総合教育センター相談支援部が令和3年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。ただし、県立特別支援学校中学部を令和4年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者は、所見の提出は不要とする。)

② 入学検査

ア 期日

令和4年2月1日(火)

イ 会場

桃花台学園

ウ 入学検査の内容

学力検査、作業能力検査及び面接

③ 追検査

ア 対象者

新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

イ 期日

令和4年2月7日(月)

ウ 会場

桃花台学園

エ 追検査の内容

「3 (1) ② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

桃花台学園校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

(2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校(以下「盲学校等」という。)

① 出願

ア 出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

イ 出願期間

令和4年2月10(木)、2月14日(月)から16日(水)の午前9時から午後4時まで及び2月17日(木)の午前9時から正午まで

ウ 出願書類

(ア) 全校共通

a 入学願書

b 調査書(幼稚部は除く)

c 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、令和4年1月以降発行のもの

d 健康診断票

医療機関が発行したもの(志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。)で、令和4年1月以降に受診したもの(志願先特別支援学校の中学部を令和4年3月卒業見込みの者を除く。)

ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者があけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医発行のものとする。

(イ) 学校ごとに必要な書類(志願先特別支援学校の中学部を令和4年3月卒業見込みの者を除く。)

学校名	学校ごとに必要な書類
盲学校	令和4年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる)
ろう学校	令和4年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しにより替えることができる)
甲府支援学校	令和4年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票
あけぼの支援学校	令和4年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者)
わかば支援学校	山梨県総合教育センター相談支援部が令和3年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる)
かえで支援学校	
やまびこ支援学校	(肢体不自由者) 令和4年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票
ふじざくら支援学校	(知的障害者) 山梨県総合教育センター相談支援部が令和3年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる)

エ 出願上の留意事項

志願者は、令和3年12月28日(火)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。(志願先特別支援学校の中学部を令和4年3月卒業見込みの者を除く。)

② 入学検査

ア 期日

令和4年3月3日(木)

イ 会場

各志願先特別支援学校

ウ 入学検査の内容

学校名	募集区分	検査内容	
盲学校	幼稚部	・実態を把握するための検査	
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
		本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	・学力検査 ・面接 ・機能検査
ろう学校	幼稚部	・実態を把握するための検査	
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接

学校名	募集区分		検査内容
甲府支援学校	高等部	本科普通科	<ul style="list-style-type: none"> ・学力検査 ・面接 ・生活動作検査
あけぼの支援学校			
わかば支援学校			
やまびこ支援学校			
ふじざくら支援学校			
かえで支援学校			

※ 盲学校高等部本科保健理療科及び、専攻科（保健理療科、理療科）以外の学校及び募集区分においては、志願者の障害及び健康状態に応じて検査内容を変更又は一部免除することがある。

③ 追検査

ア 対象者

盲学校高等部本科保健理療科及び、専攻科（保健理療科、理療科）における入学者選抜の入学検査志願者のうち、新型コロナウイルス感染症等不慮のやむを得ない事情により、検査を欠席した者

イ 期日

令和4年3月7日（月）

ウ 会場

盲学校

エ 追検査の内容

「3（2）② ウ 入学検査の内容」に準じる。

④ 選抜方法

志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査又は追検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

4 入学許可予定者の発表

(1) 桃花台学園

令和4年2月8日（火）

なお、桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

(2) 盲学校等

令和4年3月11日（金）

5 再募集

盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部並びに桃花台学園において、再募集を実施する。

なお、盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）、ろう学校幼稚部及び桃花台学園においては、入学許可予定者が募集定員に満たない場合に限り実施する。

(1) 盲学校幼稚部・高等部（本科普通科、本科保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科）、ろう学校幼稚部・高等部、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校の高等部

① 出願資格

ア 盲学校幼稚部・高等部専攻科（保健理療科、理療科）及びろう学校幼稚部

「2 出願資格」による。

イ 高等部（盲学校専攻科を除く）

(ア) 「2 出願資格」に該当する各特別支援学校の当該障害種別（やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校においては、肢体不自由のみ）の単一障害者

(イ) 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者

- ② 出願の制限 (高等部)
公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。
- ③ 出願期間
令和4年3月14日(月)の午前9時から午後4時まで及び3月15日(火)の午前9時から正午まで
- ④ 入学検査の内容
志願先特別支援学校長が別途定める。
- ⑤ 検査期日
令和4年3月16日(水)
- ⑥ 入学許可予定者の発表
令和4年3月18日(金)
- ⑦ 出願上の留意事項
志願者は、令和3年12月28日(火)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。(志願先特別支援学校の中学部を令和4年3月卒業見込みの者を除く。)

(2) 桃花台学園

- ① 出願資格
ア 「2 出願資格」による。
イ 県内公・私立高等学校を受検し、出願時に、いずれの高等学校及び特別支援学校にも合格していない者
- ② 出願の制限
ア 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。
イ 志願者は、桃花台学園の教育相談を、令和3年12月28日(火)までに受けておくこと。
- ③ 出願期間
令和4年3月14日(月)の午前9時から午後4時まで及び3月15日(火)の午前9時から正午まで
- ④ 入学検査の内容
桃花台学園校長が別途定める。
- ⑤ 検査期日
令和4年3月16日(水)
- ⑥ 入学許可予定者の発表
令和4年3月18日(金)

6 実施要項

詳細については、別に定める「令和4年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「令和4年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「令和4年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。

7 新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程への移行

新型コロナウイルス感染症への対応による特別日程への移行については、「令和4年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「令和4年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「令和4年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」において定める。